

平成 29 年 7 月 18 日

各 位

会社名 出光興産株式会社
代表者名 代表取締役社長 月岡 隆
(コード番号：5019 東証第1部)
問合せ先 経理部 IR室長 徳光 孝治
(TEL : 03-3213-9307)

発行新株式数の確定に関するお知らせ

平成 29 年 7 月 3 日開催の取締役会において決議いたしました新株式発行に関し、海外募集における海外引受会社に対して付与した追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の行使により発行される株式数が確定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

海外引受会社の権利の行使により発行される株式数 6,260,800 株

<ご参考>

1. 公募による新株式発行の募集株式の種類及び数

下記①乃至③の合計による当社普通株式 48,000,000 株

- ①国内一般募集における国内引受会社による買取引受けの対象株式として当社普通株式
33,600,000 株
- ②海外募集における海外引受会社による買取引受けの対象株式として当社普通株式
8,139,200 株
- ③海外募集における海外引受会社に付与した追加的に発行する当社普通株式を買取る権利
の行使により発行される当社普通株式
6,260,800 株

2. 今回の公募増資による発行済株式総数の推移

- | | | |
|-------------------|---------------|----------------------|
| (1) 現在の発行済株式総数 | 160,000,000 株 | (平成 29 年 7 月 18 日現在) |
| (2) 公募増資による増加株式数 | 48,000,000 株 | |
| (3) 公募増資後の発行済株式総数 | 208,000,000 株 | |

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募による新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

3. 今回調達資金の使途

今回の国内一般募集及び海外募集の手取概算額合計 118,590,280,000 円について、合計 25,500 百万円を平成 32 年 3 月末までに当社関連会社である Nghi Son Refinery and Petrochemical LLC、当社海外子会社である出光ルブテクノインドネシア及び出光ルブインド、当社及びクウェート国際石油による合弁会社である Idemitsu Q8 Petroleum LLC 並びに当社及び台塑石化股份有限公司による合弁会社である台塑出光特用化学品股份有限公司への各投融資資金に、合計 11,220 百万円を平成 32 年 3 月末までに愛知製油所における C8 スプリッター（蒸留塔）、有機 EL 材料関連製造装置及び新規地熱事業地域の調査活動用機器等の当社設備投資資金に、合計 15,500 百万円を平成 32 年 3 月末までに有機 EL 材料の開発・用途の拡大、並びに固体電解質の工業化実証設備等の先進技術分野における当社研究開発資金に、残額を平成 30 年 3 月末までに当社が昭和シェル石油株式会社の株式取得を行った際に当社が金融機関より借入れた短期借入金 159,000 百万円の返済資金の一部に充当する予定であります。

なお、手取金の使途の詳細につきましては、平成 29 年 7 月 3 日付「公募による新株式発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募による新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。